

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

法人最大600万円、個人最大300万円の家賃補助！

給付対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給します。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額・給付率

◆給付額

給付額は申請時の直近の支払い家賃(月額)に係る**給付額(月額)の6倍(6カ月分)**を支給

◆給付率

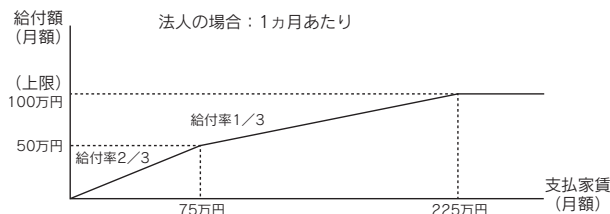
給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業主25万円とし、6カ月分を給付します。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設けます。

※支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業主50万円に引き上げます。

【法人の場合：1カ月あたり】

支払家賃(月額)75万円までの部分が2/3給付。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置として、支払家賃(月額)75万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃(月額)225万円で上限の給付額(月額)100万円になります。

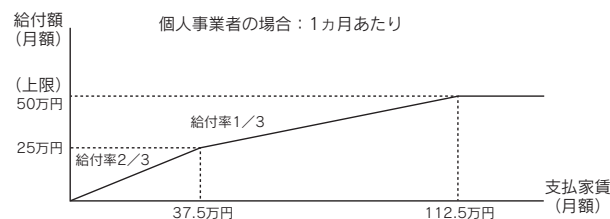
6カ月分では600万円が給付の上限額です。



【個人事業者の場合：1カ月あたり】

支払家賃(月額)37.5万円までの部分が2/3給付。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置として、支払家賃(月額)37.5万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃(月額)112.5万円で上限の給付額(月額)50万円になります。

6カ月分では300万円が給付の上限額です。



◆その他

「家賃支援給付金」事業が盛り込まれた令和2年度第2次補正予算は、国会での審議を経て、6月12日に可決・成立しました。国会での審議を踏まえ、現在、制度の詳細を設計中です。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、各自治体でも家賃支援を行う場合がありますので、ご確認ください。

一定の要件を満たした事業者に対する実質無利子融資について

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者のみなさまに、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。

融資限度額(別枠)：6億円(拡充前3億円)

利子補給上限額(実質的に無利子)：2億円

(拡充前1億円)

※企業の規模に応じて上限があります。

セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証が受けられる制度です。

コロナ特別貸付は、最大5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金が調達できます。**最長5年の据置期間**

で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者のみなさまの実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融相談窓口

TEL：0570-783181

(平日・土日祝日 9:00～19:00)